

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

全 課

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

〔住 民〕

住民は、町及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

全 課

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害によって生じたがれき等の適切な処理が求められる。

町及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

1 被災施設の復旧等

(1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

(4) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

(6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

(7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

(8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

(9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

2 がれき処理

(1) がれきの処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、円滑で適切な処理を行う。また、がれきの処理に当たっては、次の事項について留意する。

ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

ウ 環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

(2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

第3節 計画的な復興

全 課

大規模な風水害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

1 復興計画の作成

- (1) 被災地域の再建に当たり、より災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業が可及的速やかに実施できる内容の計画とする。
- (2) 関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に町における復興計画を作成する。

2 防災まちづくり

- (1) 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
- (2) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

ア 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。

オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

第4節 資金計画

総務課 企画財政課 会計課

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

1 資金計画

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 町の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市町村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡をとり必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを行うことになっている。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

総務課 税務課 保健福祉課 産
業経済課 建設課

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

1 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、り災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは町内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置を講ずる。

2 被災者生活再建支援法による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)を適用し、生活再建の支援を行う。

- (1) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに佐久地方事務所長へ報告する。
- (2) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。
- (3) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (4) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。
- (5) 被災者生活再建支援金の対象となる災害、支給対象経費及び対象世帯は次のとおりである。

ア 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみならず規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害
 - (イ) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
 - (ロ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
 - (ハ) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万未満のものに限る。)であって、(イ)から(ロ)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害
 - (ニ) 全壊10世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊5世帯以上の被

害が発生した市町村における自然災害

イ 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (ア) 居住する住宅が全壊した世帯
- (イ) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ウ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (エ) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

ウ 支給条件

(ア) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

支給額の区分 (単位：万円)

区 分	世帯 人員	合 計 支 給 限度額	基本額	居住関係経費（加算）		
				建設又 は購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50
	単数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	250	50	200	100	50
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5

※世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。

※居住関係経費（加算）は、その内容により支給額が異なる。

エ 支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である(財)都道府県会館に提出する。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付け

町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

4 被災者の労働対策

〔長野労働局〕

- (1) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、

巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。
- (3) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。
- (4) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講ずる。
- (5) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付け

町は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

6 租税の徴収猶予及び減免

町は、地方税法又は町税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

7 医療費負担の減免、保険料の減免

町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

8 被災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に災証明の交付を行う。

〔佐久広域連合消防本部〕

火災に関する被災証明の交付申請に際し、証明書の早期発行を行う。

9 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

- (1) 町長は、必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、掲示板、オフトーク通信、広報紙等を活用し、広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

10 災害復旧用材の供給

災害復旧資材として、関係機関及び木材団体と調整を図り、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

第6節 被災中小企業等の復興

産業経済課

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

町は、事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。また、事業再開に対する相談体制を整備し、県が実施する対策に協力する。